

令和2年1月20日

殿

出入国在留管理庁参事官

法令適用事前確認手続回答通知書

令和元年12月24日付け法令適用事前確認手続照会書をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

(照会)

フィリピンの婚姻証明書において、事件本人が「離婚者 (Divorced)」又は「婚姻無効となった者 (Annulled)」の場合であっても、「民事上の身分 (Civil Status)」欄の記載について「独身者 (Single)」と表記することが正当な場合があり、出入国管理及び難民認定法別表第二に列挙される在留資格のうち「配偶者」に係るもの及び在留資格「家族滞在」及び「特定活動」のうち「配偶者」に係るものに該当又は適合するとして、在留資格の許可対象となるか確認したい。

(回答)

貴職の提出されたフィリピンの資料を含め、フィリピンの婚姻に関する法制がどのようなになっているのかについてはお答えしかねるが、一般論としてお答えすれば、出入国管理及び難民認定法に規定する在留資格において、配偶者の該当性があるか否かについては、双方の国籍国において法的に婚姻関係にあり、かつ、我が国においても配偶者として扱われるような者であるとともに、当該婚姻が実態を伴うものであることについて、婚姻証明書を含む提出資料等に基づき、個別の事案に即して総合的に判断することとなる。

以上